

葉山町子ども・子育て会議 最終報告(案)

(平成27年度)



葉山町子ども・子育て会議

平成28年3月

目次

1	はじめに	1 頁
2	葉山町子ども・子育て会議の審議経過	2 頁
3	最終報告の趣旨	4 頁
4	利用者支援事業、地域子育て支援拠点事業のあり方 について	5 頁
5	一時預かり事業の拡充、ファミリー・サポート・センター 事業について	7 頁
6	放課後児童クラブ（放課後子ども教室）のあり方 について	9 頁
7	葉山町子ども・子育て会議委員名簿	11 頁
○	葉山町子ども・子育て会議条例	12 頁
○	葉山町子ども・子育て会議運営要領	14 頁

1 はじめに

(1) 会議の紹介

- 葉山町子ども・子育て会議（以下、会議）は、平成 24 年 8 月に成立した子ども・子育て支援法に基づき、平成 25 年 3 月に葉山町の条例で設置された審議会です。
- 平成 27 年 3 月に「葉山町子ども・子育て支援計画」を策定し、その計画の進行管理や（1）利用者支援事業、地域子育て支援拠点事業のあり方（2）一時預かり事業の拡充、ファミリー・サポート・センター（3）放課後児童クラブ（放課後子ども教室）のあり方について審議を行いました。
- また、審議内容について理解を深め、よりよい形にするために、委員有志による自主打合せも 3 回実施されました。加えて、子ども・子育て会議が主体となり、住民の方たちが気軽に意見・情報交換できる座談会も開催されました。



2 葉山町子ども・子育て会議の審議経過

NO	開催日・場所	主な審議検討内容
1	平成 27 年 7 月 17 日 (金) 10 時～12 時 協議会室 2	(1) 平成 26 年度の実施報告と平成 27 年度の実施予定について (2) 今後のイベントについて
2	平成 27 年 10 月 15 日 (木) 10 時～12 時 協議会室 2	(1) 新制度に係る教育・保育の量の見込み「確保方策」について (2) 新制度に係る地域・子ども子育て支援事業の量の見込みと「確保方策」について (3) 葉山町が子ども・子育て会議で検討していききたい内容について (4) 子ども・子育て支援新制度一般向け勉強会について (5) その他
3	平成 27 年 12 月 22 日 (火) 10 時～12 時 協議会室 1	(1) 利用者支援事業、地域子育て支援拠点事業のあり方について (2) 一時預かり事業の拡充、ファミリーサポートセンターについて (3) 放課後児童クラブ（放課後子ども教室）のあり方について (4) 座談会（放課後の子どもの居場所・過ごしかた）の報告について (5) その他
4	平成 28 年 2 月 22 日 (月) 10 時～12 時 協議会室 2	(1) 子ども・子育て会議最終報告について ①利用者支援事業、地域子育て支援拠点事業のあり方について ②一時預かり事業の拡充、ファミリーサポートセンターについて ③放課後児童クラブ（放課後子ども教室）のあり方について (2) 座談会について (3) その他

葉山町子ども・子育て会議委員自主打合せ

NO	開催日・場所	主な打合せ内容
1	平成 27 年 9 月 19 日 (土) 19 時～21 時 30 分 役場食堂	○12 月開催予定の勉強会（子ども子育て会議主催）の開催について
2	平成 27 年 9 月 26 日 (土) 19 時～22 時 役場食堂	○12 月開催予定の勉強会（子ども子育て会議主催）の開催について
3	平成 28 年 1 月 16 日 (土) 19 時～21 時 役場食堂	○次回の勉強会（子ども子育て会議主催）の開催について

座談会（葉山町子ども・子育て会議主催）

NO	開催日・場所	主な内容
1	平成 27 年 12 月 6 日 (日) 10 時～12 時 教育委員会 研修室	○座談会（放課後の子どもの居場所・過ごしかた 参加者 29 名 （一般参加者 13 名、会議委員 12 名、町職員 4 名）



3 最終報告の趣旨

- 会議では、平成 27 年 3 月の最終報告の中で、次の 3 つの事業について、検討を重ね、特に重要と思われる論点を絞って報告を行います。
 - ①利用者支援事業、地域子育て支援拠点事業のあり方について
 - ②一時預かり事業の拡充、ファミリー・サポート・センターについて
 - ③放課後児童クラブ（放課後子ども教室）のあり方について

- 今回の最終報告は、葉山町子ども・子育て会議条例第 2 条の規定に基づき、これまで議論した内容について町長へ報告するものです¹。

- 次頁以降では、これらの論点について、①現状、②課題、③今後の方向性、④協働でできることの観点から、会議の検討状況を述べていきます。

- 審議会での検討状況をふまえて、町の子ども・子育て支援施策への反映についてご検討いただければ幸いです。

¹ 葉山町子ども・子育て会議条例第 2 条に「審議会は、次の各号に掲げる事項につき町長の諮問に応じて調査審議し、その結果を答申し、又は意見を建議するものとする。…（省略）…（4）子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項及び当該施策の実施状況に関すること」とあります。

4 利用者支援事業、地域子育て支援拠点事業のあり方について

【1】現状

- 子育て支援センターや児童館・青少年会館、子ども育成課において、様々な相談や情報提供を各々で実施しています。
- 子育てガイドブック「葉みんぐ」は、子ども育成課窓口にて出生及び転入手続きの際に配布していますが、改定した今の「葉みんぐ」は、初期の「葉みんぐ」に比べ、情報を変更しているところがある。
- ひろば事業を子育て支援センターや児童館・青少年会館で行い、相談及び情報提供等を実施している。(利用者支援事業 基本型)
- 保健師等の専門性を活かした相談及び情報提供等を実施している。また、乳幼児全戸訪問事業等で訪問した際に、相談及び情報提供等を実施している。(利用者支援事業 母子保健型)
- 現在の子育て世代は、スマートホンなどから情報を得ることが多い。

【2】課題

- 住民がどこに何の相談をすればよいのか分からない。
- 住民のライフステージを一貫した、包括的な支援が不十分である。
- 子育てガイドブック「葉みんぐ」があまり活用されていない。
- 子育て支援センター「ぽけっと」を利用する人が限られている。

【3】今後の方向性

- 「葉みんぐ」の次回の改定時（平成 29 年 3 月改定予定）に使いやすく、分りやすく、活用されるものになるように内容を充実していく。利用者のニーズに合った「葉みんぐ」に改定していく。

- 「葉みんぐ」を住民全体に広がるように周知していき、町内、全ての公共施設に配架していく。
- 保育園、幼稚園など関係機関の横の繋がり（連携）を強化していく。
- 子育て支援センター、児童館等、保育園、幼稚園などの子育て関係機関が「葉みんぐ」の情報内容の詳細を理解し、子育て支援の情報提供や必要に応じた相談・助言等をできるように人材育成をしていく。
- 子ども育成課窓口においても、保健師等の専門性を活かした相談等の機能を継続していく。
- 子育て支援センター、児童館・青少年会館との連携を今まで以上に行い情報共有し、役割の確認等を行い、ひろば事業を充実していく。
- 町ホームページの「こどもページ」から子育ての情報提供をしていく。

【4】協働でできること

- 町民活動団体やNPO法人等を含め、相談機能充実や情報内容熟知のための勉強会を実施する。
- 町民活動団体やNPO法人等と連携し、情報共有しながら、「葉みんぐ」の改定や子育てマップ（仮）等の作成をしていく。
- 町内の子育て支援に関わる町民活動団体やNPO法人等の地域と行政との情報交換や話し合いを行い、横の繋がりを強化する。



5 一時預かり事業の拡充、ファミリー・サポート・センター事業について

【1】現状

- 子育て支援センターで実施している一時預かり事業は、利用希望者が多くキャンセル待ちの方が多いため状況である。
- ファミリー・サポート・センター事業の支援会員は毎年増えているが、活動できる支援会員は限られている状況である。
- ファミリー・サポート・センター事業の制度の周知が幅広くできていない。
- 町内会が一時預かり事業を行っているところがある。

【2】課題

- ファミリー・サポート・センター事業の利用料の負担が大きい。
- 保育サポーター養成講座を受講しても、ファミリー・サポート・センター事業の活動ができていない支援会員が多いのは制度としての課題である。
- 一時預かり事業の利用枠が少ない。

【3】今後の方向性

- ひとり親家庭等に対し、ファミリー・サポート・センター事業の利用料の助成を行い、保護者の経済的負担の軽減をしていく。
また、ひとり親家庭等に限らず全体的に助成できるように検討していく。
- ファミリー・サポート・センター事業の活動ができていない支援会員が活動できるように工夫していく。
- ファミリー・サポート・センター事業の制度の周知を幅広く行う。

- 町内会などで一時預かり事業を行っていることに對し、町のバックアップ体制を検討していく。
- 子育て支援センターの一時預かり事業のほか、幼稚園・保育園で一時預かり事業を実施できるか調査を行っていく。
- 幼稚園・保育園以外でも一時預かり事業を実施できる場所の調査を行っていく。
- 子育て支援センターで一時預かり事業が行われているが、今よりも利用枠を拡充していく。
- 待機児童が解消した場合は、葉山保育園が拠点となり、一時預かりの機能や役割を担っていく。

【4】協働でできること

- ファミリー・サポート・センター事業の制度を地域に幅広く周知する。
- 地域で一時預かり事業を実施できる場所の調査、情報提供を行っていく。



6 放課後児童クラブ（放課後子ども教室）のあり方

について

【1】現状

- 保護者の選択により町直営又は民間の学童クラブに入会している。町直営学童クラブは145名、民間学童クラブは92名（11月末）が入会している。
- 児童館・青少年会館を利用している。利用者は40,618名（11月末）で利用者は年々増えている。
- 一度帰宅し、学校の校庭や公園、児童館等を利用している。

【2】課題

- 町直営の学童クラブは、預かり時間が短い、おやつが持参である、児童館の一般利用者との区別がつきにくい。
- 学校の校庭は開放されているが、一度帰宅しないと、校庭が利用できない。児童館・青少年会館も同様である。
- 放課後子ども教室としての事業を求める声がある。

【3】今後の方向性

- 学童クラブと放課後子ども教室を小学校内で実施できるよう関係機関と話し合いをしていく。
- 放課後、家に帰らずそのまま子どもたちが校庭や体育館で遊ぶことができるシステムを関係機関と話し合いをしていく。
（例 17時頃までの学校の校庭開放など）
- 放課後、家に帰らずそのまま児童館・青少年会館へ遊びに行けるシステムを関係機関と話し合いをしていく。

- P T Aなどで放課後の子どもの居場所事業を行っていくことに対し、町のバックアップ体制を検討していく。

【4】協働でできること

- 放課後の子どもたちの過ごし方について、地域の関心を持ってもらい、地元の町内会、子ども会、P T A、行政等が話し合いをする。
- 放課後の子どもたちの見守り活動を行うなど、地域と行政ができることについて話し合いをする。



7 葉山町子ども・子育て会議委員名簿

委嘱期間 平成 25 年 6 月 1 日～平成 28 年 5 月 31 日

氏 名	所 属
寶川 雅子	学識経験者
武谷 廣子	医師（葉山町母子保健健診医）
松尾 真弓	葉山にこにこ保育園（認可保育所）
角井 行雄	あおぞら幼稚園（逗葉私立幼稚園協会）
柴田 みゆき	保育園父母代表
平野 里香	葉山ぎんのすず保育園（認可保育所）
羽田 志津枝	葉山町主任児童委員
野北 康子	NPO法人 葉山っ子すくすくパラダイス
森田 千穂	おひさま保育室（認定保育施設）
倉上 みゆき	小学生父母代表
多田 圭太	学童保育父母代表
菅原 美子	公募委員
鈴木 佳野	公募委員
山浦 彩子	葉山町子育て支援センター ぽけっと
北原 淳子	上山口児童館
小林 恭子	長柄小学校（小学校長会代表）
加藤 智史	葉山町社会福祉協議会
加藤 昌代	鎌倉三浦地域児童相談所
重松 美智子	鎌倉保健福祉事務所
梅田 仁	葉山町教育委員会生涯学習課

（順不同、敬称略）

○葉山町子ども・子育て会議条例

平成25年3月15日条例第10号

葉山町子ども・子育て会議条例

(設置)

第1条 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第77条第1項の規定に基づき、葉山町子ども・子育て会議（以下「審議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 審議会は、次の各号に掲げる事項につき町長の諮問に応じて調査審議し、その結果を答申し、又は意見を建議するものとする。

- (1) 特定教育・保育施設の利用定員の設定に関する事。
- (2) 特定地域型保育事業の利用定員の設定に関する事。
- (3) 葉山町子ども・子育て支援事業計画に関する事。
- (4) 子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項及び当該施策の実施状況に関する事。

(組織)

第3条 審議会は、委員20人以内をもって組織し、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 子どもの保護者
- (2) 子ども・子育て支援に関する関係団体の推薦を受けた者
- (3) 子ども・子育て支援に関する事業に従事する者
- (4) 子ども・子育て支援に関し学識経験のある者
- (5) 関係行政機関の職員
- (6) その他町長が必要と認める者

2 委員の任期は、3年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第4条 審議会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。
- 3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 審議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

- 2 審議会は、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。

(委任)

第6条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。

(葉山町非常勤特別職の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

- 2 葉山町非常勤特別職の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年葉山町条例第201号）の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

○葉山町子ども・子育て会議運営要領

(趣旨)

第1条 この要領は、葉山町子ども・子育て会議条例（平成25年葉山町条例第10号）に基づき設置された葉山町子ども・子育て会議（以下、「審議会」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(会議)

第2条 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは会長の決するところによる。

(協力の要請)

第3条 審議会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(秘密の保持)

第4条 委員は、委員会において知り得た個人の情報について、他に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(庶務)

第5条 審議会の庶務は、子ども育成課において処理する。

(委任)

第6条 この要領に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

この要領は、平成25年7月22日から施行する。